

福岡県公報

平成22年10月4日
第3168号

目次

告示(第1546号 - 第1551号)

道路の区域の変更	(道路維持課)	1
道路の区域の変更	(道路維持課)	1
道路の供用の開始	(道路維持課)	1
土地改良事業の協議の適否決定	(農村整備課)	2
道路の区域の変更	(道路維持課)	2
道路の供用の開始	(道路維持課)	2
公 告			
都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課)	3
福岡県県土整備部・建築都市部公共事業再評価検討委員会の開催	(企画交通課)	3

告 示

福岡県告示第1546号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年10月4日

福岡県知事 麻 生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	一般道	442 線	前	大川市大字大橋277番1先から 大川市大字郷原296番1先まで	6.7 ~ 27.4	450.0
			後	同上	6.7 ~ 39.9	450.0

福岡県告示第1547号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年10月4日

福岡県知事 麻 生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
直 方	県 道	宮 田 遠 賀 線	前	鞍手郡鞍手町大字八尋1114番2先から 鞍手郡鞍手町大字八尋1194番1先まで	14.6 ~ 28.4	295.0
			後	同上	14.6 ~ 30.8	295.0

福岡県告示第1548号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年10月4日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

平成22年10月4日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
直方	宮田線 遠賀	鞍手郡鞍手町大字八尋1114番2先から 鞍手郡鞍手町大字八尋1194番1先まで

福岡県告示第1549号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、市町村から協議のあった土地改良事業を平成22年9月2日付けで適当であると決定したので、同法96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成22年10月4日

福岡県知事 麻生 渡

市町村名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
北九州市	農業用ため池整備事業（古野下池地区）	土地改良事業計画書の写し	平成22年10月4日から 平成22年11月2日まで	北九州市役所

福岡県告示第1550号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年10月4日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
北九州	県道	薦野線 福岡	前	福津市福間39番1先から 福津市中央3丁目5055番 12先まで	6.8 ～ 19.9	596.5
			前	同上	6.8 ～ 19.9	622.1
			後	同上	6.8 ～ 19.9	596.5
			後	同上	6.8 ～ 19.9	622.1
			後	同上	8.7 ～ 32.1	772.1

福岡県告示第1551号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年10月7日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年10月4日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
北九州	薦野線 福岡	福津市福間39番1先から 福津市中央3丁目5055番12先まで

公 告

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成22年10月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 変更しようとする都市計画の種類及び名称

大牟田都市計画道路3・4・13号諏訪川線

大牟田都市計画道路3・4・43号四山町線

大牟田都市計画道路3・5・40号久福木米ノ山線

2 開催の日時及び場所

(1) 日時

平成22年10月28日（木）午後7時から9時まで

(2) 場所

大牟田市企業局庁舎3階講習室（大牟田市有明町2-3）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 都市計画の案の概要

路線名	位置	区域（延長）
3・4・13号諏訪川線	起点 大牟田市三川町1丁目 終点 大牟田市西港町1丁目 主な経過地 大牟田市西港町2丁目	約780メートル
3・4・43号四山町線	（廃止する）	
3・5・40号久福木米ノ山線	（廃止する）	

(2) 閲覧

同案については、平成22年10月4日から同月18日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び大牟田市都市計画・公園課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成22年10月18日（必

着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は抽選となることもある。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

公告

平成22年度福岡県県土整備部・建築都市部公共事業再評価検討委員会（第2回）が次のように公開されるので、公告する。

平成22年10月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 日時

平成22年10月12日午後1時00分

2 会場

福岡市博多区吉塚本町13番50号

福岡県吉塚合同庁舎 603A会議室

3 予定議案

- (1) 街路事業 (都) 鯉田中線について
- (2) 道路事業 筑紫野古賀線 (新宮・古賀1工区) について
- (3) 道路事業 筑紫野古賀線 (宇美工区) について
- (4) 道路事業 飯塚大野城線 (大野城市1工区) について
- (5) 道路事業 飯塚福岡線 (宮若市工区) について
- (6) 道路事業 筑紫野三輪線 (筑紫野市・夜須町工区) について
- (7) 道路事業 一般国道386号 志波改良について

4 会議の公開

会議の傍聴を希望する者は、会議当日、会場にて開会30分前から受付を行うので、開会10分前までに申し込むこと。ただし、傍聴席に限りがあるため、申込者が10名を超えた場合は抽選により傍聴者を決定する。

5 問い合わせ先

福岡県県土整備部企画交通課企画係 (福岡市博多区東公園7番7号 電話092 - 643 - 3696)